

建退共「加入・履行証明書」発行基準の緩和について

1. 緩和内容

建退共本部の発行基準		建退共福島県支部の発行基準（緩和）
(退職給付拠出額等の総額) ①決算日現在の被共済者数に1人当たり80,640円を乗じた額以上（直近1か年間の実績） ※320円×21日×12箇月=80,640円（R3.10.1以降） ②加入後1年未満の方は、加入後の月数に6,720円を乗じた額以上 ※320円×21日=6,720円（R3.10.1以降）		(退職給付拠出額等の総額) ①決算日現在の被共済者数に1人当たり 53,760円 を乗じた額以上（直近1か年間の実績） ※320円× 14日 ×12箇月=53,760円（R3.10.1以降） ②加入後1年未満の方は、加入後の月数に 4,480円 を乗じた額以上 ※320円× 14日 =4,480円（R3.10.1以降）

2. 緩和理由

福島県は、積雪等により冬期間での建設現場が少なくなることから、被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額が、毎月21日計算の被共済者数1人当たり80,640円の就労実績には満たないため、実情の就労実態に見合うように発行基準の緩和の下限まで引き下げることとした。

3. 実施時期

新基準での発行は、令和4年4月1日以降の発行分より実施する。

4. 公表方法

建退共福島県支部ホームページへの掲載及び福島県内の共済契約者へ通知する。

5. その他

詳しくは、ダウンロードページの「加入・履行証明書発行基準」及び「加入・履行証明書発行に関するフロー」をご確認ください。

以上